

資料 1960年代、どのように国会で「自閉症」に関する 議論がなされたのか・3

1967年7月21日国会「「自閉症」に関する3回目の質疑」と
日本社会党・藤原道子による厳しい追及
および児童福祉法一部改正にともなう附帯決議案

立命館大学大学院先端総合学術研究科

植木 是

要旨：

植木 [2023a, 2023b] に引き続き、本稿では、1960年代にどのように国会で「自閉症」に関する議論がなされたのか、その発端について、とりわけ3回目の国会議論を明らかにする。自閉症が3回目に国会に登場したのは、2回目の国会質疑「1967年6月7日55回衆議院会議録社会労働委員会 第17号」から44日後、「1967年7月21日 第55回国会 参議院 社会労働委員会 第26号」のことである。「児童福祉法の一部を改正する法律案」について議論するなか、社会運動・労働組合活動出身議員で、貧困地域で訪問看護師の活動をしてきた藤原道子が重症心身障害児問題を取り上げ鋭く追及し、自閉症問題にも焦点をあてた。藤原は医療従事者の運動や女性運動にも取り組んだ人物で、自閉症児の処遇などをめぐる運動と親和性・協働性があったことは明白である。また藤原は実践家であり活動家でもあったことから、労組と社会党の組織としての関係性以外にも、現場の実践家・活動家や障害児の親たちなどから国会で発言するよう強いはたらきかけをされていた可能性も十分に考えられる。いずれにせよ、「児童福祉法の一部を改正する法律案」の附帯決議案として、初めて自閉症ということばが法律上明記することを示した点において、3回目の質疑には大きな意義があった。

キーワード：

1960年代、「自閉症」を巡る国会議論、重症児と分類処遇問題、1967年児童福祉法の一部を改正する法律案、藤原道子

1. はじめに

本稿は、植木 [2023a] [2023b] の続報である。引き続き、ウェブサイト「国会議事録検索システム」により、1960年代「自閉症」を検索した結果から得られた「保存発掘資料一覧」(全41件)のうちの一部(No.1~No.20)について報告する。なお、本稿で取り上

げる資料の全文は、別途「arsvi.com」ホームページ内の「あすなろ学園」頁 <http://www.arsvi.com/o/asunaro.htm> に収録する。

資料一覧の表は、植木 [2023a:148-157] に収録している。また、資料の全体的な位置づけと連続性についても植木 [2023a, 2023b] に詳述のため、略す／参照されたい。発言者のプロフィールのうち本稿 3.2 に記した以外の人物については植木 [2023a, 2023b] を参照されたい。

2. 1967年7月21日国会における〈「自閉症」3回目の質疑記録：日本社会党の藤原道子による質疑〉

今回は、植木 [2023a] の2で表に示した議事録（植木 [2023a:148-157]）のうち、国会における〈「自閉症」3回目の質疑記録〉にあたる No.12 について取り上げる。

植木 [2023a] で No.1、[2023b] で No.2 を取り上げた後、No.12 に飛ぶ理由は、間の No.3～11 では主として親の会の署名や陳情書を受領したというだけの記録が続くからである。親の会は全国にあり、それぞれの地域で署名を集めるなどの活動をし請願書を地元選出の議員などに託すという取り組みをしていた。受領した議員らは各々その報告を国会で行ったが十分な質疑応答はなされなかった。No.10 についても「質疑応答記録のあるものは11件、【No.1、2、10、12、14、15、16、17、18、19、20】である」（植木 [2023a:157]、下線部筆者）。しかしながら、その内容は、自閉症に関する請願と紹介議員の記録と、それを受けて児童福祉法一部改正法案の附帯決議案を説明するものであった★01。

2.1. No.12 「1967年7月21日 第55回国会 参議院 社会労働委員会 第26号」

「自閉症（自閉病症状、自閉症児を含む）」の語が記録されているのは7件であった。次項でその質疑応答がわかる該当箇所を全文掲載する。なお、該当箇所の下線は筆者による。

2.2. No.12 の「自閉症」質疑応答に該当する議事録全文

008 藤原道子

○藤原道子君 私は、児童福祉法の一部を改正する法律案について御質問をいたしたいと思えます。

昭和二十二年に児童福祉法が制定されてからすでに二十年を経過いたしております。児童福祉事業は発展を遂げてきたとはいいいながら、まことに複雑多岐となっております。かつて三十八年の五月に厚生省が発表した児童白書には、わが国の児童は、いまや天国はおろか、危機的段階に置かれておると、厚生省みずから指摘いたしております。これは黒木局長時代の白書でございます。高度経済成長がむしろ児童からその福祉を奪っておるということが三十八年の児童白書にうたわれております。そうしてこのことについての警鐘乱打をい

たしましたが、急変する社会情勢下にあつては、さらに新たに児童の福祉を阻害しつつある現象、児童の公害による疾病、交通事故の増加、十四歳未満の非行事犯の激増等が見られております。児童憲章は守られていないどころではない、無視されているといわなければなりません。社会開発、人間尊重を掲げる佐藤内閣にあつては、児童の福祉の増進がきわめて重要であることは言うまでもございませませんが、この際、政府は児童福祉対策の基本的な考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

009 田川誠一

○政府委員(田川誠一君) 児童福祉行政は児童福祉法を軸として進めておりますけれども、その理念は、児童が心身ともにすこやかに生まれ、かつ、育成されるということにございませす。特に近年は年々人口が減少してまいりまして、これまでも増して、児童の資質の向上に対する社会的要請が強くなつていゝるにもかかわらず、児童をめぐる諸条件というものは必ずしも十分にいてゐないわけにございまして、今後のわが国の児童福祉行政は、そのような状況に対処して、できるだけ科学的に、また、きめのこまかい施策を幅広く実施してまいりつゝもりにございませすが、特に藤原委員がいま御指摘のようなこと、事故の防止対策を含めた児童の健全育成対策、各種の心身障害児に対する総合的な対策、それから大幅な保育所の増設というやうなものを中心にして、保育対策などに重点を置いてやゝていく所存にございませす。

010 藤原道子

○藤原道子君 昭和四十二年度の児童家庭局の予算を見ますと、健全育成対策費はわずかに〇・七九%、幾らやりますといつても、〇・七九%で一体何ができるか。これを見ましても、いかに一般の児童福祉に対する熱意が低調であるかということがはっきりあらわれております。政府は、おくれいてゐる児童の健全育成対策を今後どのように積極的に推進してゐこうとしてゐるのか、具体的な御答弁を伺いたい。

011 田川誠一

○政府委員(田川誠一君) ただいま藤原委員の御指摘のやうに、予算面で必ずしも十分にいてゐませせん。しかし、私ども厚生省といたしましては、いま申し上げましたやうなことを重点にいたしまして、でき得る限り児童の福祉行政を充実するやうに努力をしてまいりつゝもりにございませす。具体的な計画につきましては、担当の課長から答弁させていきたくと思ひませす。

012 上村一

○説明員(上村一君) 児童の健全育成対策にございませすが、いま政務次官からお答えいたしましたやうに、最近特に力を入れて進めてまいりるものにございませす。いろいろございませす

が、その一つといたしましては、家庭に関する施策でございます。家庭における児童に対する相談指導を強化するために、福祉事務所に家庭児童相談室というものを設置してまいっております。ここへ専門の職員を配置して、それに必要な費用というものを国庫補助をいたしております。それから、民間の家庭児童相談所、その運営費の一部につきましても助成措置を講じておるわけでございます。これが家庭に関する施策でございますが、地域社会に関する施策といたしましては、児童館でありますとか児童遊園といった児童厚生施設の整備をいたしております。児童館につきましては、昭和三十八年度以来、その設置運営について補助を行なってまいっております。児童遊園につきましては、三十三年度から三十九年度までは設置につきまして国庫補助を行なってまいりましたが、四十年年度からは年金の特別融資で設置を促進いたしております。

なお、それ以外に、地域社会で子供の健全育成のために活動する有志の指導者を養成するために、家庭児童対策モデル地区というものをづくりまして、その育成の助長、あるいは子供会とか母親クラブの育成、子供をめぐる各種の優良文化財の推薦、こういった児童健全育成のための施策というものを進めております。

013 藤原道子

○藤原道子君 答弁まことに不満足でございます。名だけで、実質が伴っておりません。実質が伴っておりますとはっきり答弁できないと思う。言うだけでなく、今後いま言われたことが具体的に行なわれるようにしてほしいと思います。

そこで、重症心身障害児の現状は、政府の調査によっても要施設収容児が約一万七千人に及んでいる。これに対して施設の整備状況を見ると、昭和四十一年度末で約千六百床が整備されたにすぎないのであります。重症心身障害児が家庭に放置されておるのは、障害児の福祉と家族の負担の面からも大きな問題であるので、早急に重症心身障害児施設の整備をはかるべきものとするが、政府の施設整備計画を伺います。時間がございませんので、重ねて伺います。

次に、重症心身障害児施設の整備にあつては、建物の整備もちろん必要であるが、施設における障害児の処遇の向上をはかるためには、必要な職員の確保と、安心して労働に従事できる処遇をすることが肝要と考えられますが、いまはまことにこの点が特に不十分でございます。これについての計画を、そうして対策をお伺いしたい。往復三十分ですから、答弁をはっきりよくやってください。

014 田川誠一

○政府委員(田川誠一君) 重症心身障害児の施設を整備するということにつきましての質問につきまして御答弁申し上げます。

重症心身障害児並びに重症心身障害者の施設を増設しろという声は最近非常に高まってきておりますし、また、その要収容者に対する施設というものが非常に少ないのでございま

して、政府といたしましても、施設の充実につきましては特段の配慮をいたしておるのでございます。で、四十五年度までの計画といたしましては、要收容者の約半数に当たります八千床を整備する計画でございます。それから、四十一年度末において、すでに国立五百二十床、それから公法人立千百十一の病床、計千六百三十一床がほぼ計画どおり整備されたのでございますが、引き続き、四十二年度におきまして国立六百床、公法人立五百床を整備する予定にしております。

それから、重症心身障害児施設の職員の確保と処遇についてでございますが、重症心身障害児施設におきましては、收容児の特殊性にかんがみまして、他の一般の病院等と比較いたしまして介護職員を多く必要とし、看護婦のほか、保母、児童指導員を置き、おおむね児童二人に一人の割合でその療育を行っております。これらの重症心身障害児の療育に当たる看護婦、保母等の介護職員の勤務が複雑困難でありますので、四十二年度予算におきましても、特に職員の処遇改善をはかるために、重症心身障害児指導料を医療費の三〇%から三八%に引き上げることといたしております。なお、国立の施設におきましては、重症心身障害児の療育に当たります職員に対しては、四十二年二月から最高本俸二〇%の調整額を支給することとしております。それで、今後も引き続きまして給与等の処遇改善をはかるということをはじめ、職員の確保に一段の努力をしてまいりたいと思っております。

015 藤原道子

○藤原道子君 一段の努力ということがいつも言いつぱなしになる。はっきり銘記してこれはやらしてもらわなければ、具体的に看護婦が足りないのにどうしてやるのかというような点もこれから聞きたいのですが、時間がございません。今回の重症心身障害児施設の法定化は、その趣旨においては私も賛意を表するものでありますが、この施設の入所児童の定義に問題があるように考えられます。今回の改正案では、施設入所の児童を精神薄弱と肢体不自由が重複し、それぞれの障害が重度である児童としておりますが、現実に今回の法改正の対象となる施設の実態を見ると、その定義に該当しない児童もかなり入所しておるようでございます。さらに、また、これに対しまして、このままでまいりますと、入所したくもできない、はみ出される児童も出るように考えられます。入所を期待しておる児童で、この定義に該当しないいわゆる重症心身障害児に対しましてはどのような処遇をされるのか。今回の法改正によって施設から締め出されてしまうことを私は憂えるのでございますが、この点を明確にしてもらいたい。重度の心身障害の重複した者と、こう定義されております。この点について明確にしてほしいと思っております。

016 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 今回提案しております重症心身障害児施設を法律の一つの体系といたしますということでございますが、これは従来から精神薄弱児につきましても肢体不自由児につきましても、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設という施設体系をもってやっ

てまいったのでございますけれども、そして、また、昭和三十九年からは、特に重度の精神薄弱児のためには、精神薄弱児施設の中に重度棟という制度を設けました。また、同時に、肢体不自由児施設の中にも重度棟、特に重い方々を指導される棟を設けてやってまいったのでございますが、しかしながら、なおそれらの制度におきましても困難な子供さん方を収容指導するというたてまえで、先ほど先生がお話になりましたように、重度の肢体不自由と重度の精神薄弱が重複している子供たちのために、法律の新しい体系といたしまして、重症心身障害児施設という体系をつくったのでございます。したがって、そういうたてまえで子供さんを収容するわけでございますが、ただ、重度の精神薄弱児と申しましても、いろいろと重度の解釈にはずいぶん幅があると思います。また、重度の肢体不自由児と申しましても、これも相当な幅があると思います。同時に、また、こういう子供さん方は、先ほど先生御指摘のように、非常に数が多いわけでございます。また、精神薄弱児施設の重度棟も肢体不自由児施設の重度棟も、なお数が非常に足りないわけでございます。したがって、この重症心身障害児施設が制度として発足いたしましても、その解釈につきましても十分実情を考慮いたしまして、弾力的に運営をしてみたい。したがって、現在こういった昭和三十八年から法律外の制度といたしまして重症心身障害児施設がありますが、その中で、入所されている方をその範疇に属さないというふうなことによって退所をしていたということとは絶体ありませんし、今後の運営といたしましても、重症心身障害児施設の数もまだ足りませんし、また、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設の重度棟も足りないわけでございますから、その子供の方の症状によりまして十二分にこの重症心身障害児施設を活用して、子供たちの福祉を守ってまいりたい、かように思っております。

017 藤原道子

○藤原道子君 ところが、いろいろ解釈があるというけれども、厚生省の定義は、重度と言えばIQ三五以下でしょう、いまの定義は。それから、障害の重度という解釈も、やはりそういうふうな定義があると思う。それを自由に解釈してやれるのですか。それならば重複したものを言うということばに私はひっかかるのですよ。そこは重度の心身障害の重複した者を入れる施設でしょう。ところが、それがあなたの自由裁量で、これはIQ三五というものを五〇ぐらいまで入れてよかろう、あるいは一級、二級を、さらにこれを三級、四級まで幅を広げていくということができかどうかということが、非常に何だかこの際ごまかされるような気がしてなりません。それから、それをも置いていくというならば、その施設に限りがございますので、入れなければならない者はどうしてくれる、そういう点も私は心配なんです。あるいは動けない者だけを収容して、そうして動く、手のかかる者で、親の寸時も手の離せない子供たちが放置される結果になりはせぬか。安上がりの医療が、ここでも安上がり福祉施設ということになるのじゃないか、これが私一番心配でございますので、その点を明確にいたしてもらいたい。

018 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 先生ただいま御指摘の重度の肢体不自由という定義につきまして、身体障害者福祉法の別表に定めます一級、二級に限るのではないかというお話がございましたが、私も一級、二級に限るということに考えておりません。特に三級につきましては、肢体不自由な方々も三級に属しているわけですのでございますので、もちろん一級、二級というふうに限界を考えることをしておるわけではございません。また、精神薄弱児につきましても知能指数が三五というふうに言うておりますけれども、これもいろいろと知能指数も、子供につきましては絶えず変動する、いろいろの測定の方法もあるというふうなこともいわれておりますので、三五以下に限るというふうな取り扱いも考えておらないわけでございます。特にまた身体障害の等級表の検討も、今回これから行なわれるわけでございます。そういった意味におきましても、そういった標準がこれで固定するというふうなことも考えておらないのでございます。いずれにいたしましても、精神薄弱児施設の重度棟なり、あるいは肢体不自由児施設の重度棟なりに入るべき子供であっても、これは重度棟も非常に少ない現状でございます。そういうふうな意味におきまして、そういった点につきましては、十分子供たちの症状を考えまして、医学的な管理が必要であるというふうなことも考えまして、重症心身障害児施設については、そういった子供も今後措置をするという運営をいたしてまいりたい、かように思うのでございます。

019 藤原道子

○藤原道子君 その答弁ではなお満足しないのですよ。施設がないのですからね。それならば現在該当する子供たちがいつになったら全部入れてもらえるのですか。その点を簡単明瞭にひとつ、時間がないから。

020 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 先ほど次官から御答弁申し上げましたように、重症心身障害児施設につきまして、対象数一万七千につきまして、この五年間のうちに約半数の八千床はぜひ確保したい、かように思っております。それから、精神薄弱児重度棟、あるいは肢体不自由児重度棟の整備につきましても、年次計画をもちまして、この五カ年のうちに必要数の約二分の一程度は確保する。いずれにいたしましても、こういった施設の整備拡充というものが何をにおいても第一である、かように考えております。

021 藤原道子

○藤原道子君 それで、国立の療養所を大体転用するわけですね。ということになると、そこに実は医療行政、一方は家庭児童局、こういうふうになりますが、その同じ施設、同じ療養所に二つのものが併設してあるようになりまして、その中の混乱等が起こるようなことはないかということも心配されております。

さらに、時間がございませんので、続いてまいります。民生委員と児童委員の兼任の問題でございます。民生委員はボランティアとして、社会福祉関係諸法令の施行事務についてまあ協力、兼務していかなければならない、こういうふうになっておりますが、その業務が多過ぎるのでして、民生委員のそこに問題がある。それから、児童委員をも兼任しているので、民生委員が約十三万いるはずですね。けれども、児童委員の役割りを十分に果たしているというふうには見受けられるものはごく少数です。そうすると、児童福祉行政の複雑多岐にわたっておる現状にかんがみて、この際、有給の児童委員、こういうものを設けるお考えがあるかないか、これを一つお伺いいたします。これを特にちょっとお伺いします。

022 田川誠一

○政府委員(田川誠一君) 民生委員には、児童委員としてもふさわしい人を委嘱することになっておりまして、その改選に際しましてもこの点を十分考慮をして、児童の問題に関心の深い人の補充等をはかるように指導するとともに、児童委員としての具体的な業務、それから活動についても、かねてから指導を行なっております。これらの指導によって民生委員は、現に児童委員としても相当な活躍を願っているのです、児童委員制度と別個に設けることについては、現在のところ考えていないのでございます。しかし、児童委員制度のあり方につきましては、将来とも十分に検討してみたい、このように考えております。

023 藤原道子

○藤原道子君 幾ら指導したって、仕事が多過ぎるんですよ。民生委員のいまやっている実態、その待遇、あるいは人選、いろいろ問題がございますが、これは後日に譲りまして、十分検討したいと思っておりますけれども、いまの児童委員が十分に仕事を果たしているところにあるあなた方の認識不足があるのですよ。とんでもないことだと思ふ。

それから、いま問題になっている自閉症の問題がありますね。それから言語障害の問題があります。これなんかも、言語障害に至りましては、それこそ早くに指導すればほとんどなおるといわれている。アメリカあたりではこれに対しては非常に熱心に取り組んでいる。なおるものが、政治よろしきを得ないために一生をかたわで送らなければならない、こういう点があることをまことに遺憾に思うわけでございます。

それから、最近問題になっておりますフェニルケトン尿症の問題、これなんか特に精神薄弱等とは大きな関係があるのでございますが、これらに対して、まあ一万人に対して一人くらいの割合で生まれておる。こういうことになると、非常に重大な心身障害児が生まれて、その対策もむろん大事でございまして、一人でもそういう子が生まれないようにするのがほんとうの政治だと思ふ。あるいは筋萎縮症に対してもやらなければならないものがたくさんございまして、これについても一括しての御答弁をお願いしたいと思います。

024 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 自閉症につきましての御指摘をいただいたわけですが、自閉症などにつきましては、いまから約十三年前に、わが国におきましてもそういった新しい疾病につきましての学会に対する報告があったわけですが、現在におきましては制度的な、あるいは系統的な対策が遺憾ながら講ぜられておらないのでございます。しかしながら、自閉症児につきましては、これを心理療法等によりまして相当強力に治療することによりましてある程度の効果があらわれるというふうな報告もされておるわけですが、したがって、今後私どもといたしましても、自閉症、あるいは自閉病症状を呈する子供たちに対する児童福祉の面、あるいは医学の面、こういった面から十分な検討を加えまして、早急に政策を打ち出す必要があろうと、かように考えておるわけでございます。

それから、次に、言語障害児の問題でございますが、これも先生御指摘のように、わが国におきましては、特に言語障害の発見が非常におくれる。しかも、言語障害につきまして、早く、少なくとも学齢以前に治療するということによりまして言語障害をなおすことができるということも学問的にははっきりされておりますので、これにつきましては、私どもといたしましては、早期に発見し、早期に治療する、このためにはこういった関係の学者、医学界の方の御協力を、あるいは、また、言語治療士というふうな特別な職員の養成でありますとか、あるいは施設におきます訓練、こういうふうないろいろな方面からこの言語障害児に対する対策を講ずる必要がある、かように思っております。言語障害児は、現在わが国で約八千七百人というふうな大きな数字を数えておりますので、これも考えていかなければならない、かように思うわけでございます。

なお、フェニルケトン尿症につきましての御指摘がございましたけれども、これもフェニルケトン尿症につきましては、それを新生児のときに把握することができるわけですが、ただいま地方公共団体等におきまして、そのフェニルケトン尿症を発見するテストペーパー等によりまして施策を講ずるところがあるわけですが、これらもやはり全国的に取り上げる必要があろう、かように思っております。

それから、筋ジストロフィー等につきましての御指摘がありました。これらは、いずれにいたしましても、政府におきましても、現在のところ、予算上の措置がまだなされておりません。したがって、四十三年度の新しい施策といたしまして、私どももそれに盛るようにも検討をさらに進めていきたい、かように思っております。いずれにいたしましても、これらは妊産婦、あるいは新生児に対します母子の保健の指導というものが必要でございます。そういった点につきまして十分に力を入れていきたい、かように思います。

025 藤原道子

○藤原道子君 とにかく児童福祉法ができて二十年たつのですから、それでこういうことがまだ手をつけられていない面がたくさんあるのですよ。ことにこういう子供を持った親御さんの苦勞というものは、それはたいへんなものです。同時に、早くやれば普通児になれ

るといことがわかっておるのに、それをやらないということは大きな罪悪だと思う。それで、選挙になればりっぱな公約をしておる。こういうことじゃ国民が許さないと思うのです。それから、特に言語障害のごときは、いろいろ調べてみますと、アメリカでは言語障害児の三四%が公立の教室や施設で教育を受けているのです。ところが、日本では〇・〇〇二%、こういう低さにある。これじゃ私は相済まぬと思うのですよ。こういう点で、少なくとも児童福祉を担当しておいでになる局長、さらに厚生省におきます指導問題これはいつか佐野理事と話したのでございますが、児童問題だけでも一週間ぐらいやろうじゃないかというように私どもは準備をしておりました。ところが、きょうは往復三十分で四本やるのですから、非常に残念でございますが、いま申し上げたようなことを十分お考えいただきまして、子供の将来を守らなければその国の繁栄はないのでございますから、そういう点、しかとお願ひ申し上げます。さらに、局長が言明なさいました重複しておる重度心身障害児、これをもしこの法案どおりやりましたならば、びわこ学園でも六〇%、あるいは島田療育園でも五八%、これらが重度が重複しておる者という法律解釈でいきますならば退院せざるを得ない状態にある。しかも、びわこ学園あたりで退院させられる者の半数は、入所してからよくなった、やっとうよくなりかけたらこれがほうり出される。こんなことは国家の予算上からいっても大きな損失ですから、その点は御答弁どおりにやっていただきたい。足らざるは後日に譲りたいと思います。法律ができたならそれでよいなど思っちゃ困りますから。

次に、児童扶養手当、これをちょっとお伺いしたいと思います。まず、ずっと個条書きで読みます。

児童手当制度について今後政府はどういう準備をしておいでになるか。児童手当はもう来年度からやるんだというようなことが構想されております。この児童手当は今後いつからおやりになるか、その方策等についてまず第一にお伺いします。

それから、今日のこの改正案の答申にあたり、付された社会保障制度審議会の意見はあまりにも無視されているように思うのでございますが、意見に対しての考え方はいかがでございますか。

さらに、第五十一回国会で衆参両院の社会労働委員会における附帯決議を政府はどのように尊重して処理しておいでになるか。

そして、次に、手当に関する事項でございますが、この物価高のとき、月額三百円引き上げたその根拠を伺いたい。三百円ですから、扶養手当を上げた上げたと宣伝しているが、たった三百円です。

それから、次に、児童一人の場合、児童扶養手当の額と母子福祉年金の額との不均衡是正についてはどのように考えておいでになるか。そして、また、今回の手当の額が昭和四十三年一月から引き上げられるけれども、もらうのは五月なんですね、そうですね。

026 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) そうでございます。

027 藤原道子

○藤原道子君 これではあまりに長く待たせ過ぎると思うんです。一月から施行して五月になる、そのいま法律案の審議をしておる。それで来年、一年後でなければこの三百円引き上げられた額がいただけないのでございますが、なぜこういうことになるのでございましょうか。もう少し愛情ある措置ができなかったのでしょうか。

この程度にしておきます。

028 田川誠一

○政府委員(田川誠一君) 児童手当をつくることにつきましては、児童福祉の問題だけでなく、重度問題、賃金問題とも密接に関連するところが多いのでございまして、このような問題につきましては、なお各界の意見を徴した上で成案を固めることが必要であると考えております。いずれにいたしましても、できるだけ早く制度の概要について成案を得て実施したい考えでございます。

その他については関係局長から答弁いたさせます。

029 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 社会保障制度審議会なり、あるいは昨年参議院におきまする附帯決議等につきまして、それをどう生かしてあるかというふうなお話でございしますが、社会保障制度審議会の御答申の中で、特に今回におきましては、手当額の増額と、それから所得制限の緩和という点につきまして是正をいたしたわけでございます。

なお、昨年の参議院の当委員会におきまする附帯決議に関しましても、所得制限の要件を緩和する、あるいはその額を引き上げるというふうなことで私どもががんばってまいったのでございます。

それから、三百円値上げしたが、その根拠はどうかというふうなお話でございしますが、これらは国民年金の中の母子福祉年金等、関連制度との調和をはかりながら三百円の引き上げをいたした、かようになっておるわけでございます。

030 藤原道子

○藤原道子君 それでは、いまの答弁はそのままやるんでしょうね。だいじょうぶでしょうね。

次に、精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案について二、三の点で御質問したいと思います。

現在わが国には二百数十万にのぼる精神薄弱者がいるといわれておりますが、この精神薄弱者の福祉の向上をはかるために、政府は現在真剣にどのように考えておられるかということが一つ。

それから、今回の改正案は一步前進したとは言えますけれども、今後これらの対策は積極的に一そう強化推進しなければならない。そうしてこれらについて、昭和四十三年度においてどういうふうな予算措置が講じられようとしておるのか、これをちょっとお伺いしたい。

031 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱者に対します対策といたしましては、現在、児童福祉法によりまする各種の施策が行なわれております。第一が、そういった方々に対する相談指導でございます。第二が、施設におきます保護指導でございます。第三は、職業委託によります職業能力の付与ということでございますし、また、先ほどお話がありました重度の方々に対しましては扶養手当を差し上げておるということでございます。で、今回提案いたします改正によりまして、特に十五歳以上の方々につきましては、授産の事業をやっておりますような施設に入所いたしまして、社会適応能力を強化することを考えておるわけでございます。

なお、これら精神薄弱児、あるいは精神薄弱者に対する対策といたしましては、施設の拡充なり、あるいは訪問指導なりの拡充を今後ともさらに強力に期してまいりたいと、かように思っております。

032 藤原道子

○藤原道子君 精神薄弱者の問題では、その対策はばらばらなんですよ、十八歳までと児童福祉法ではなっておる。ところが、今度は二十歳をこえても在所することができると、こうなっておる。これを何とか一貫性を持たした法律に変えていくべきだと思いますが、これに対してはどう考えておりますか。個々ばらばらでは困る。

033 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 先生御指摘のとおり、精神薄弱という状態は、年齢の多い少ないを問わず、一貫してこれを指導する必要は当然あるわけでございます。一昨年、この精神薄弱者のおとなのほうの行政を、児童家庭局でやっております子供のほうの行政と一貫をして実施をする、つまり児童家庭局におきまして、おとなも子供も、精神薄弱という状態に対しましては、一貫したその施策を講ずるように窓口を一元化したのでございます。それを皮切りにいたしまして、精神薄弱者福祉審議会等の大臣の諮問機関におきまして、この一元化に対しましていろいろと現在御検討を願っておるわけでございます。今回提案いたしました問題につきましてはその一斑でございまして、全体的な制度的な検討ということは、さらに精神薄弱者福祉審議会の御答申を得まして早急に実施いたしたいと、かように考えております。

034 藤原道子

○藤原道子君 答弁に誠意があるように思えないのですよ、書いたものを読むだけでは。真剣にやってくださいよ。時間の制限があるから、とにかくやるやると言っただけで、現在精神薄弱児童の施設は二百四十一でしょう。幾人いるのですか。二百何十万いるのに、おとなのものを合わせたって、その収容人員たった二万五千二百人くらいしかないでしょう。こういうことで政治をやっていると言えるかどうかということが一つ。それから、職員の処遇だって、施設だけつくればいいのではないのですから、職員の処遇がなければ、入っている子供もみじめ、働く人もみじめなんです。したがって、これらに働く人たちの処遇の問題、そうして今後の施設増強の見通し、さらに保母や指導員その他の養成確保、これらについてのひとつお考えを聞きたい。同時に、あわせて、いま特に児童福祉司が足りない。児童福祉事務所が足りない。児童福祉事務所は全国で千四十八ですね。ところが、ここに働く人は千六十二人ですけれども、その中の専任はたった二百人なんです。あとは兼任が八百六十二人なんです。これは兼任とは何を兼任しているか、児童福祉司を置いてございます、児童福祉事務所は何をやっているか。働く人が専任がたった二百人で、はたして機能が満足に行なえると思っていただけるのでしょうか、私は非常にこの点不満足なんです。法律さえ通ればいいんじゃないんです。法律に血を通わせるのがあなた方の仕事です。私はそのお覚悟のほどを伺いたいと思います。

それから、最近、神戸とか足利とか市川あたりで心身障害者保険扶養制度というようなものが漸次行なわれているようでございますが、これらについて政府はどのように考えておられるのか。

035 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱児施設の拡充の問題につきましてお話がございましたが、先ほど精神薄弱児者合わせまして全国で二百七十三万というようなお話がございましたけれども、私どもの調査をさらに進めましたところ、施設において保護を要する精神薄弱者の数は、精神薄弱の子供につきましては四万八千人、これに対しまして施設に収容されている子供たちが二万六千四百人、それから精神薄弱者の援護施設につきましては、施設において保護を要するおとなの方が五万八千人で、そのうち、精神薄弱者の施設に入っている方が一万九千人、こういうことになっております。なお、依然として施設は足りないわけでございます。したがって、今後さらに年次的な計画によりまして、こういった施設、特におとなの方々の施設の拡充には全力をあげてまいりたいと、かように思います。

なお、職員の処遇の問題でございますが、これはまことに重要な問題でございます、毎年職員の処遇の改善につきましては、国家公務員のベースのアップに伴いましてその給与のアップをしております。とともに、特に民間の施設につきましては、さらに5%程度の調整費を出す、そういうふうなことでやってまいりたいと思っております。

それから、精神薄弱者福祉司が、御指摘のように、非常に兼務が多いわけございまして、この兼務は大部分身体障害者福祉司等と兼務しておるわけございまして、私ども、県に対

しまして絶えず督促をいたしまして、これが専任になるようにつとめてもらうように言っておるところでございます。

それから、神戸でございますとか、その他の都市におきまして地方公共団体がバックアップいたしまする心身障害者の保険扶養制度がございます。これらも非常に興味深く、また、いいところがあるわけでございます。したがって、私どもも、こういった地方公共団体だけにおいてばらばらに実施させることが適当であるかどうか、こういった点について十分検討しておるわけでございます。しかし、これらにつきましてはもう少し時間がかかるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

036 藤原道子

○藤原道子君 いまの御答弁に反論があるんですけども、次に譲ります。

次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について御質問申し上げます。

私は、あまりにもばらばらな今の法律、一体これをどうするのか、総合性、一貫性がどこを見ても見当たらないんですが、これらについての今後の基本的な理念を明確にしてみたい。

次に、民間諸団体で心身障害児者総合基本法の構想があるやに聞いておりますが、これらに対して政府はどのように考えておられるか。

それから、いま一つは、こうした経済発展に伴いましていろいろな問題が起こっております。こういったときに身体障害者福祉行政を飛躍的に進めなければならないものだと思います。それに対して政府はどのように考えているか。

それから、身体障害者福祉審議会の答申そのものに比べると、政府提出のこの改正案はきわめて貧弱で、内容は問題にならないと思います。答申答申と、答申を尊重しておっしゃるけれども、出た答申がそのまま守られている点がないと思うのであります。そこで、年次計画をどのように持っているか、四十三年度の予算措置はどのように考えておるのか、その点をちょっと伺いたいと思います。

037 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱児、精神薄弱者と一元的にこの行政運用する必要は、先生御指摘のとおりでございます。したがって、今回提案いたしております精神薄弱者福祉法につきましては、まずできる部分だけを取り上げたわけでございます。

なお、現在、精神薄弱者福祉審議会におきましては、その一元化の具体的な問題、たとえば措置期間をどうするか、あるいは費用の負担をどうするか、こういった具体的な問題について現に検討中でございます。したがって、そういった点の御意見を早急にちょうだいいたしまして、できれば四十三年度には発足するようなことで考えたいと思っております。なお、いろいろとおとなと子供の間には制度的な問題がございますので、さらに精神薄弱者福祉審議会の御意見を徴したいと、かように考えております。

038 藤原道子

○藤原道子君 非常に残念でございます、こんなことではいけませんよ。

立て続けに言います。与党の方も急がれるようですけども、何も審議しないで通すなんていうことは、国会議員の良心が許さないですよ。児童問題では、特に御婦人の皆さんは、もっと熱心であってしかるべきだと私は思います。

何もかも兼務ですね、これでは実効があがるはずはありませんから、専任の者を設ける腹をきめてもらわなければ困ります。

それから、心身障害者には自家営業者が多いんですよ。盲人であるとか、その他そういったものに対しては、駐留軍関係とか炭鉱離職者に対しましてやはり融資がなされて更生資金が出されている。こういう点から考えまして、心身障害者が自営業をやられるときには、これらに対して税の問題、あるいは融資の問題等で私は考慮すべきだと思います。

それから、内部障害者の範囲、これらも問題だと思っておりますが、これもひとつお考え願わなければならないと思います。

それから、もう一つは、身体障害者を擁護するための措置、こういうものは日本はおくれておりますが、これらに対してどのような見解をもって対処されようとしておるかを伺いたい。

それから、身体障害者の雇用の促進、これはいろいろいわれておりますけれども、あまり効果をあげておりません。これらについても強制雇用制度をとるべきだと思いますが、政府のお考えを伺いたいと思います。それで、これらの人の職業の指定、これらについてもいろいろありますね、たばこ屋とか何とかあるけれども、その実効があがっておりません。したがって、私は、これらの職業の拡大、これを考えてしかるべきじゃないかと思うのですが、つまり窓口事務であるとか、あるいはエレベーターの問題であるとか、あるいは、また、何といいますか、有料道路の切符を売っている人、こういうところは拡大すればできる問題がたくさんあると思います。これらを義務づける必要があると思いますが、どうなっておるか。

最後に伺いますが、国立身体障害者センター、こういうものは国立は一つですね。ところが、一つのセンターが絶えずごたごたしている。ところが、一部聞くところによると、この身体障害者センターが今度はリハビリセンターと改称して、東南アジア向けのセンターにするというふうなうわさが流れております。そのための準備として、ああしたじゃま者を追っ払うというようなことから問題が起こっている、こういうふうに私は伺っておりますが、これらについてのたった一カ所の国立センターですね、これに対していまのようなごたごたが起こるといことは、事情がいかようにございましょうとも、私は厚生省に責任があると思います。これらについての御答弁を伺って、まことに不満足でございますけれども、私の質問を終わります。

039 今村讓

○政府委員(今村讓君) 第一点の自営業は、御指摘のとおり、非常に雇用関係がむずかしいので自営業が多いのでありますが、その生業資金として、世帯更生資金で二十万円までの資金を出しておりますが、これを逆に拡大してまいりたいというふうに考えます。

それから、内部障害の範囲につきましては、とりあえず審議会の答申によりまして、中度及び重度というものよりまず出発して、逐次判定基準の確立をまってその範囲を拡大すべきであるという答申になっておりますので、その方向で今後とも拡大していきたいと思っております。

雇用促進の問題、これは労働省ともいろいろ協議をいたしております。職業の指定、あるいは新職業開発ということは、今後も労働省との緊密な連絡をとってまいりたいというふうに思います。

それから、国立身体障害者センターの問題、いま御指摘いただきまして、はなはだ私も不手ぎわでございまして恐縮いたしておりますが、今後すっきりした形で十分に内部管理にも力を入れまして、御心配をかけないような姿に持っていきたい、こういうふうに考えます。

それから、最後に、身体障害者の発生の予防であります、これは交通とか、あるいは産業災害、あるいは先天性の疾病の関係、いろいろございしますが、これは公衆衛生局なり、あるいは交通関係の機関なりというようなものとよく連絡をとまして今後とも努力してまいりたい、こういうふうに考えます。

040 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、廣瀬久忠君及び館哲二君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君及び金丸富夫君がいずれも選任されました。

041 小平芳平

○小平芳平君 藤原委員から非常に大事な点について質問がありましたが、やはり私も限られた時間ですので、真剣に私たちは質問をし、また、御答弁もしていただかなくちゃならないと思います。ですから、最初に児童手当について藤原委員から御質問があったのに、非常にはっきりしないわけです、御答弁が。で、私もう一度申し上げます。

私のお聞きする観点は、予算委員会等でも、児童手当は昭和四十三年から実現するというような御答弁もあったかと思えば、ちょっと四十三年ではできないというようなことも言われたわけです。ところで、この今回の改正に関連してお尋ねする点は、大蔵大臣も総理大臣も厚生大臣も、現在いろいろな児童福祉の法律がある、こうした児童福祉の法律、社会福祉制度などの中に児童手当をさあ新しくつくろうという段階になると、現行の福祉制度と

の関連において非常にむずかしい問題があると、こういうことを児童手当実現の困難な一つの理由としてあげておられるわけです。ところで、藤原委員から指摘がありましたように、それじゃ現在の制度はどのような福祉制度があるかといえば、児童扶養手当について、現行千四百円を千七百円に三百円引き上げると、あるいは母子福祉年金及び準母子福祉年金は二万四百円を二万四千円に引き上げると、こういうような程度の現行制度で、だから児童手当はなかなかむずかしいんだとって見送りになるというようなことだとすれば、非常にちぐはぐだという感じを受けるわけです。ですから、こうした今回改正の児童扶養手当についても、あるいは福祉年金についても、もっともったこうした特別の方々には手厚い福祉の制度を実現するとともに、それだからといって児童手当がおくれるというようなことの原因にならないような、そういう検討が行なわれるべきじゃないかと、そういうふうを実現されていかれるべきじゃないかと、その点ひとついかがですか。

042 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 児童手当の問題につきましては、先ほど政務次官から御答弁を申しあげましたように、現在のところ、各界の方々の御意見を徴しながら検討をしているところでございます。それに関連いたしまして、先生御指摘の児童扶養手当につきましては、今回は所得制限の緩和でありますとか、あるいは、また、手当額の増額というふうなことをはかってまいっておるわけでございます。先生のお話のとおり、そういったいろんな点を勘案いたしまして検討をする必要があろうかと、こういうふうを考えております。

043 小平芳平

○小平芳平君 そういうことを言っているんじゃないんですよ。時間がないからそのことは言いませんけれども、だからよく聞いて、しっかり答弁してくれなくちゃ困ると言っているわけでしょう。で、同じことを二回やっている時間はないわけですよ。ですが、もう一ぺん申し上げますと、私が申し上げている点は、大臣が盛んに、現行の社会福祉制度がある、だから、そこでもって児童手当を実現しようとするところに困難があると言われるけれども、現行の児童福祉制度では貧弱だ、だからそのことを理由にして児童手当がおくれるということはおかしいではないかと、そういうわけです。

044 渥美節夫

○政府委員(渥美節夫君) 児童扶養手当なり、あるいは年金等との関連におきましての児童手当というふうな問題の把握のしかたよりも、むしろやはり現在の所得保障の一つの問題点といたしまして、児童手当がわが国にはないというふうな、積極的な取り上げ方をして児童手当制度を創設するように検討する、かように考えているわけでございます。

045 小平芳平

○小平芳平君 だからそういう点をよく大臣に言っていただきたい。

それから、次に、所得制限の緩和について、児童扶養手当では、所得制限の緩和は九十三万二千五百円にすることといたしましたと同じように、こちらのほうの国民年金法のほうでは、現行の限度額八十一万七千五百円を九十三万二千五百円と大幅に引き上げることといたしましたと、どうして国民年金法のほうが大幅なのか、それから、こちらのほうは小幅なのか。あるいは、また、すでに去年のときも、八十一万では非常に低い、で、百万円ぐらいにしないと相当漏れる人が起きるんじゃないかといわれているのに、今回九十三万円でおおかつ大幅だといわれる理由はどこですか。

046 伊部英男

○政府委員(伊部英男君) ただいま御指摘のように、所得制限を約九十三万円に引き上げたのでございますが、これは八十二万円からの引き上げでございますので、一四・一%の引き上げ率でございます。一方、給与労働者の昭和四十一年の収入の伸びを、労働省の毎月勤労統計調査報告による賃金指数の伸びで見ますと一〇%の伸びでございます。また、民間給与実態調査においても九・八%の伸びとなっております。また、総理府の家計調査年報による全国消費者世帯の一世帯当たりの収入を見ても一一%の伸びでございます。かつ、前年におきましても約一四%の引き上げを実施をいたしておるのでございまして、この今回の引き上げによりまして、特に著しい所得の伸びがあった方を別といたしますれば、おおむね従前得ておられた方々が引き続き今年も得られるであろうということを考えておる次第でございます。

047 小平芳平

○小平芳平君 大幅か小幅かは答弁がありませんが、次に、身体障害者福祉法についても、いまいろいろ藤原委員からありましたわけですが、どうして答申をも一つと実現していかないか、あるいは、また、特に内部疾患を入れるという場合に心臓と呼吸器に限るか、そのほかのものを入れるお考えはないかどうか。それから、今後身体障害者の福祉をどのように充実していくか。とにかく、ようやく一歩踏み出したようなこうした改正案では非常にまだ前途遠いように感じますが、いかがですか。

048 今村譲

○政府委員(今村譲君) お答えいたします。

第一点の、身体障害者福祉審議会の答申につきましては非常にたくさん項目がございまして、そのうちでも、現在やっておりますものを大幅に量的に拡大せいということがありますので、私どもいまお話しておりますものだけで満足しているわけじゃございません。二年、三年と連続してできるものからどんどん法律改正をやっていきたいという気持ちで、来年度も量的にいろいろ出すという気持ちでございます。

それから、第二点の内部障害の問題でございますが、これは現在判定基準は、地方にあります更生相談所あたりでかちっとできますものにはまず基準が確立しておく、大体確立しておく呼吸器と心臓というものからまず手初めに始める。そのほかに、じん臓とかいろいろむずかしいものがありますけれども、それらは逐次基準を確立し次第広げていきたい、かように考えております。

049 小平芳平

○小平芳平君 それでは、これでおしまいにいたしますが、環境衛生金融公庫についてですが、この公庫については屋上屋を重ねる、あるいは環境衛生業者というものも非常に幅が広い。新聞などでは具体的に業種をあげて、こういうところへまで金融公庫をつくってお金を貸すのはおかしいではないかというような批判があったことはよく御承知と思います。で、私も質問は簡単にしますから、それについて御答弁願いたい。

050 館林宣夫

○政府委員(館林宣夫君) 環営関係の業種の中には、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の対象業種として、特にこれらに対する近代化、合理化の指導をいたしておる業種があるわけございまして、そのほか、もちろんこの環営法の対象業種以外の環営関係の業態もございまして、当面、これらの業態を対象として金融措置を講じてまいりたいということございまして、その際に、特に近代化、合理化の内容並びに衛生的な特段の指示に基づいたような、衛生的に改善を必要とするような点に限って特別の融資をするわけございまして、その他の点につきましてはこの金融公庫では取り上げていかないわけございまして。

051 柳岡秋夫

○柳岡秋夫君 いまの問題に関連して、環営法の指定業種に決定しているんですけども、当面ということですが、将来これはやっぱり衛生上の問題からいえば、そういう組合に加入してない零細な業者とか菓子業者、あるいは魚介業者とか、とうふ屋とか、そういうものこそ私はもっと手厚く対象として取り入れて融資をすべきではないか、援助すべきではないか、こういうふうに思うのですけれども、当面ということですから、近いうちにそういう改正をする方針はないかどうか。

それから、もう一つ、ついでに、今回は国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、こういうものに委託してやるわけですけども、これを一括して公庫が扱うか、それとも市中の銀行なり関係の信用組合に委託させるか、そういう方針がないかどうか。

052 館林宣夫

○政府委員(館林宣夫君) お説のとおり、魚介類販売業等のサービス業、あるいはとうふ

屋などの食品の製造業に対しても、当然に近代化をはかり、衛生設備の改善をさせることは必要でございまして、当面は資金量等の関係で環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の適用業種に限っておるわけですが、できるだけ近い将来にこれらに対しても融資が行なわれるようにいたしたい、かように考えておるわけですが、また、貸し付けの取り扱い機関にいたしましても、お尋ねの三機関に限らず、広く一般の銀行等が扱えるようにすれば非常に取り扱いがしやすくなるわけですが、私どもとしてもそういう方向で将来できるだけ考えていきたい、かように思っております。

053 柳岡秋夫

○柳岡秋夫君 最後に、国民年金関係で質問したいのですが、この任意加入の中身ですね、もうすでに期限が近づいているけれども、加入の手続、あるいは保険料を納めないということで、約七十二万人の者がこの年金の恩恵に浴せない人が出てきている、こういうことがいわれているが、これについてどういう対策を持ち、その猶予期間の延長をするなり、何らかの措置をする必要があると思うのですけれども、その点について。

054 網野智

○政府委員(網野智君) 国民年金の被保険者の中で、先生おっしゃったように、この七月で保険料を納めないために資格期間が切れて年金がもらえないようになるおそれのある方を私どもはいわゆる年齢該当者というような用語で呼んでおりますが、これらの方々につきましては、法律施行当時三十歳以上の者につきましては、保険料の納入期間を十年から二十四年というぐあいに、一年短かくいたしまして、なるべく入っていただくようにしておるわけでありまして。ところが、国民年金制度が発達して以来、私ども、適用加入とか保険料の徴収の問題につきましてPRをやってきたわけでありまして、実は今年の七月現在におきまして、過去二年間ずっと納めていただかないと、そういうの方々については資格期間が切れる、こういう問題が実はありますので、昨年のお末以来、特別な対策を実施いたしまして、そういう方々の不適用の解消とか、あるいは保険料の納入ということにつきまして鋭意努力を重ねてまいったわけでありまして、特に本年度は最大重点項目といたしまして、四月に国民年金課長の通知をもちまして、いろいろ具体的にその対策をどう進めたらいいかということを示しいたしましてその解消につとめてまいったわけでありまして。新聞に、実は保険料の国民年金の適用漏れが二十二万おる、それから、一回も保険料を納めてない方々が五十万もおる、こういう数字が出ておるのであります。これは実はずっと前に新聞社にPRしたのが出ておりますので、その数字は本年の三月の実は調査の数字でございまして。その後、先ほど申しましたように、都道府県の国民年金課、あるいは社会保険事務所、それから市町村、こういうものを使いまして、全国をあげてPR、あるいは個別訪問等によりまして適用の促進をやってまいりまして、ただいまのところ、各都道府県からのおおよその報告を徴しますと、適用漏れの方々ほとんど解消したのじゃないか、こういうぐあいに考えております。

す。それから、保険料の徴収の問題等につきましても、鋭意個別訪問等の強化を行ないまして納めてもらうようにいたしておるわけですが、中には、経済的事情等によりまして納めることができない、あるいは一部しか納めることができない、こういう方々につきましては納付誓約書というようなものを取りまして時効の中断をいたす、こういうことで、今後納めていただければ、時効によってその期間がなくなるということがないようにしておるわけですが、私どもの努力の成果というものは七月の末にははっきりわかるわけですが、相当の方々からお納めいただいていると考えております。

055 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) ただいま議題となっております法律案中、次の法案につきまして衆議院において若干修正されて送付されてまいりました。修正点は施行期日についてでございます。ここで御報告申し上げます。すなわち、児童福祉法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、国民年金法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案についてでございます。

次に、環境衛生金融公庫法案につきまして、衆議院においてただいま修正されて送付されてまいりましたので、この際、修正案の提出者から修正点の説明を聴取いたします。修正案提出者、衆議院議員世耕政隆君。

056 世耕政隆

○衆議院議員(世耕政隆君) 私は、ただいま議題となっております環境衛生金融公庫法案に対する衆議院における修正につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

環境衛生金融公庫は、業務の全部を国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の三機関に委託することとなっているのを、これをすべての金融機関に業務の全部または一部を委託することができるたてまえにすることとさせていただきます。何とぞ御賛同のほどをお願いいたします。

057 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

058 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めてください。

他に御発言もなければ、児童福祉法の一部を改正する法律案外五法律案についての質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

059 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより児童福祉法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案の両案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

060 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。児童福祉法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案を問題に供します。両案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

061 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

062 藤原道子

○藤原道子君 私は、児童福祉法の一部を改正する法律案に対しまして、各党共同提案になります附帯決議案を提出いたします。

まず、その案文を朗読させていただきます。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 重症心身障害児施設の入所児童の選定にあたっては、従来、入所対象とされてきた者がすべて含まれるよう配慮すること。

二 重症心身障害児の発生予防及び治療のための研究、治療についての充実を図ること。

三 自閉症児についての啓蒙、治療、教育、養護に関する対策を早急に樹立すること。

四 進行性筋萎縮症児について施設の増設整備に努めること。

五 心身に障害をもつ児童のすべてを対象とする総合的な福祉施策を確立すること。

以上でございます。

063 佐野芳雄

○佐野芳雄君 私は、ただいま議決されました児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、各党の同僚の御了承をいただいて附帯決議案を提出いたします。

まず、その案文を朗読いたします。

政府は、児童手当制度を昭和四十三年度から 発足させるよう努力すべきである。

以上であります。

064 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) ただいま述べられました藤原道子君、佐野芳雄君提出の附帯決議案を議題といたします。

藤原道子君、佐野芳雄君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

065 山本伊三郎

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、藤原道子君、佐野芳雄君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。坊厚生大臣。

066 坊秀男

○国務大臣(坊秀男君) ただいま決議されました各附帯決議につきましては、御趣旨を尊重いたしまして、今後政府におきまして十分努力をいたしたいと考えております。

(国会議事録検索システム [2022b])

3. 国会における自閉症の出現背景－3

国会質疑に2回目に「自閉症」が登場したのが1967年6月7日で、社会党の島本虎三が自閉症児の処遇問題を追及した(植木 [2023b])。本項では、それから44日後の7月21日に行われた3回目の質疑応答の流れを追う。島本と同じ社会党の藤原道子による追及は、次のように大変厳しいものであった。

(1)「児童福祉法の一部を改正する法律案」に関する社会党・藤原の質疑から始まる。それを受けて政府委員として自民党・田川誠一が、「[...] 各種の心身障害児に対する総合的な対策、他保育対策などに重点を置いてやっていく」という旨を説明したうえで、「厚生省としては具体的な計画としては担当課長から答弁させていただく」という。

(2) 厚生省担当課長の上村一から、「児童の健全育成対策として、福祉事務所に家庭児童相談室を配置し、家庭における児童に対する相談指導を強化する」などの説明がなされる。しかし藤原は「不満足」である旨即答し、その理由として家庭における障害児の生活実態をあげる。「重症児で家庭に放置」されている例を紹介し、家庭以外に居る場所がない背景には施設の整備問題があると指摘した。またそれは単に建物の問題にとどまらず、職員の配置や

雇用・労働環境の問題にも渡るといふ現場の実態を紹介する。そして「限られた30分ではっきり答弁してもらいたい」と強調する。

(3) 田川★02が上村に代わり、「重症心身障害児並びに重症心身障害者の施設を増設しろ」といふ声は最近非常に高まってきておりますし、また、その要収容者に対する施設というものが非常に少ないのでございまして、政府といたしましても、施設の充実につきましては特段の配慮をいたしておるのでございます […]」と言葉に窮しながらも、現場に照らした政府の対応を少し具体的に紹介する。

(4) これに対し藤原は、「一段の努力ということがいつも言いつばなしになる」と即答する。そして「はっきり銘記(ママ)してこれはやってもらわなければ、具体的に看護婦が足りないのにどうしてやるのかというような点もこれから聞きたいのですが、時間がございません」とつなぎつつ、「今回の重症心身障害児施設の法定化は、その趣旨においては私も賛意を表するものでありますが、この施設の入所児童の定義に問題があるように考えられます」としだいに重症児施設の分類処遇の問題から自閉症問題に迫っていくなれをつくる。そして「入所児童の定義に問題がある」とはすなわち「分類処遇の問題」でもあることから、単に施設不足で入所できないのみならず、これまで以上に「はみ出される児童も出るように考えられ」と指摘した。

(5) そこで厚生省担当局長の渥美節夫が、「そういった児童はこれまで精神薄弱児施設重度棟あるいは肢体不自由児のそれに対応してきたがそれでも不足」であるため、「重症児施設を作り始め、それは1963年から法律外の制度として重症児施設をつくったが、不十分」である旨、説明する。(2)の上村の答弁と比べ、現場の実態に沿ったより具体性のある説明と方向性を示そうとしたと受け取れる。ただし、患者、親、家族、支援者からは、政府や行政が自閉症をどの程度理解し制度を変えようとしているのかがわからない答弁であった。

(6) (5)を受けて藤原は「安上りの医療」「安上がり福祉施設」となってしまうがちなながれに釘をさす。重症児施設の分類処遇の問題とは、重度の判定や定義に縛られると動けない者だけが収容対象となり、「動く、手のかかる者で、親の寸時も手の離せない子供たちが放置される結果」にもなりえるということをいう。児童福祉法改正により重症児施設が法定化されれば施設側には確実に措置費が入ってくる。重度判定が施設や行政官の「自由裁量で」なされれば、施設の運営が優先されて実際に手のかかる重症児が入所できないといった事態を招きかねないという懸念を、藤原は示した。

当時、医局連の運動で小池清廉らが指摘していた悪徳経営の精神病院の出現と、利潤を追求するあまりに患者や家族の人権を軽視し長期収容化を図る流れ(小池[1967a, 1967b]、植木[2022:119])があった。福祉施設についても同じようなリスクがあることを示したの

は、国政の場に当事者や現場の声を届け、ともに行動することを政治信条としてきた藤原としては当然のことであった。

(7) (6) を受けて、厚生省担当局長の渥美は制度の実態の説明に終始する。

(8) 藤原は、施設がない状況では(7)の説明では納得できないと返し、自閉症とその周辺の障害をもった子どもたちは、いつになったら「全部入れてもらえるのですか」と鋭い質問をした。「簡単明瞭にひとつ、時間がないから」と、施策の方向性や計画策定の見込み、実効性などを明らかにするよう迫った。

(9) 渥美は、少し詳しく制度・実態、運用について説明するが(7)と同じような答弁に終始する。

(10) 藤原は渥美の説明答弁を受けて、「国立の療養所を大体転用するわけですね」という解釈を示し、同じ厚労省内の医療行政と家庭児童局が所轄となり病院でありながら生活施設を目指すという二重行政の弊害を指摘した。

(11) 続いて藤原は、地域で児童・青年とその家庭の育成指導にかかわる、民生委員・児童委員の問題へと話題を移す。具体的にはその人選と業務過多、無給状態であることの問題を挙げ、有給職配置化などの改善案を示した(これらは改善されないまま現在にいたっている)。そのなかで、言語障害、フェニルケトン尿症という、現在では自閉症と関連／合併する障害とされているものについても、政府がすべきことをしていないという問題提起をした。

(12) それに対して渥美は自閉症、言語障害、フェニルケトン尿症それぞれについて、現場の対応状況と国としての今後の方向性を示している。まとめると以下 a~d のようである。

a. 自閉症に関しては「自閉症、あるいは自閉病症状を呈する子供たちに対する児童福祉の面、あるいは医学の面、こういった面から十分な検討を加えまして、早急に政策を打ち出す必要があると、かように考えておるわけでございます」。

b. 言語障害に関しては、「言語障害児は、現在わが国で約八千七百人というふうな大きな数字を数えておりますので、これも考えていかなければならない、かように思うわけでございます」。

c. フェニルケトン尿症に関しては、「フェニルケトン尿症を発見するテストペーパー等によりまして施策を講ずるところがあるわけでございますが、これらもやはり全国的に取り上げる必要があると、かように思っております」。

d. さらに筋ジストロフィーも挙げて「[...]現在のところ、予算上の措置がまだなされて

おりません。したがって、四十三年度の新しい施策といたしまして、私どももそれに盛るようにも検討をさらに進めていきたい、かように思っております。いずれにいたしましても、これらは妊産婦、あるいは新生児に対します母子の保健の指導というものが必要でございます。そういった点につきまして十分に力を入れていきたい、かように思います」と述べた。

当時は／から、難病の範疇で語られるような疾病・障害についての具体的な現場の対処とその予算化が課題であったことが明らかにされている。

(13) ここまでの答弁を受けて藤原は、重症児施設の島田療育園やびわこ学園★03では法案が通ると両施設とも入所児童の約6割が「退院せざるを得ない状態」と指摘し、「入所してからよくなった、やっとよくなりかけたらこれが放り出される」と訴えた。

(14) その後、児童福祉法改正に関連して、精神薄弱児の問題、心身障害児の問題、年長児者・成人期の問題、雇用保障の問題、各種手当の問題へと展開していく。そしてそのなかで、今国会の児童福祉法改正に関する具体的な修正提案として、最終的には、藤原から提出された各党共同提案による附帯決議案が全会一致で可決される。そのなかに自閉症に関する事項も含まれる。

以下、藤原の当該発言箇所を再掲する(下線部筆者)。

○藤原道子君 私は、児童福祉法の一部を改正する法律案に対しまして、各党共同提案になります附帯決議案を提出いたします。

まず、その案文を朗読させていただきます。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 重症心身障害児施設の入所児童の選定にあたっては、従来、入所対象とされてきた者がすべて含まれるよう配慮すること。

二 重症心身障害児の発生予防及び治療のための研究、治療についての充実を図ること。

三 自閉症児についての啓蒙、治療、教育、養護に関する対策を早急に樹立すること。

四 進行性筋萎縮症児について施設の増設整備に努めること。

五 心身に障害をもつ児童のすべてを対象とする総合的な福祉施策を確立すること。

以上でございます。(国会議事録検索システム [2022b])

3.1. 発言順

①藤原道子【16】、②田川誠一【5】、③上村一【1】、④渥美節夫【12】、⑤今村譲【2】、⑥小平芳平【5】、⑦伊部英男【1】、⑧館林宣夫【2】、⑨柳岡秋夫【2】、⑩網野智【1】、⑪山本伊三郎【9】(委員長=議長役のため発言回数多数)、⑫世耕政隆【1】、⑬佐野芳雄【1】、⑭坊秀男【1】の順に発言されていく(【】内は発言回数)。

3.2. 発言者のプロフィール

発言順に①～⑪、および⑬～⑭の13名の発言者のプロフィールを以下、列記する。なお、⑫世耕政隆（せこう まさたか、自民党参議院議員）は、議論の終盤で児童福祉法改正とは関係のない法案について説明しているのみなので、本稿では略す。

①藤原道子

藤原道子（ふじわら みちこ、1900年5月26日生～1983年4月26日没。姓が山崎となる時期があるため以下、本項では「道子」と記す）は、岡山県玉野市出身の看護師（当時、看護婦）で、日本社会党で活動し衆議院議員（通算2期）、参議院議員（通算4期）をつとめた。幼少期に生家が没落し、12歳のとき小学校を5年で中退し、兄の清司は湯浅県知事亭に引き取られ、道子は姉とともに山陽新報社で印刷女工となる（藤原 [1988:18]）。14歳のときに姉の死のショックから看護婦になろうと決意し、1915年15歳で上京し看護学校に入学した。1916年16歳のとき、苦学のすえ看護婦試験に合格し8年間看護婦として働く（藤原 [1988:19-35, 260]）。その頃、道子は志賀直哉、有島武郎など新進作家の作品を読み、またクリスチャンとして知られた賀川豊彦の影響を受けていたようである。1918年スペイン風邪が全国を風靡し日本でも死者39万人を記録する中で、道子は平塚にある病院につとめていたが医者も看護婦も不足しており、徹夜つづきの看病が続いた。それでも入院できるのはいい方で、医者にもみてもらえず自宅で死んでいくものも多かった（藤原 [1988:39]）。道子は「——人間というものはなんと情けない惨めなものだろう。この人間を救うにはどうしたらいいのだろう。人間のもろさ、はかなさを痛感し、どうしたらいいものだろうと日々思い悩んだ」と記している。そんな日々が続くなか、「クリスチャンの渡辺会長に説得」され、霊南坂教会へ通うようになり、18歳のときに洗礼を受ける★04（藤原 [1988:39]）。

1925年、労働農民党、社会大衆党で活動した衆議院議員山崎釵二（やまざき けんじ、1902年9月19日生～1958年1月31日没）と結婚し「山崎道子」で活動、2人の子どもを授かる（藤原 [1988:262]）。1926年、居住権擁護同盟結成大会当日に総検束、日本農民組合静岡県婦人部長となり、主として農家の主婦の組織化をしていたが相次いで検挙されるも、同志の救援活動に努力する（*年末、大正天皇崩御恩赦により釈放される）（藤原 [1988:262]）。

1927年富士宮小作争議に参加、1928年女子深夜業禁止のピラまき中に子どもを背負った状態で検束、留置される。また同年、無産婦人同盟静岡支部長となり、門池小作争議に参加する（藤原 [1988:263]）。その後数々の運動、争議に参加するが、1933年33歳のときに沼津市民館を開設し、巡回産婆（現、助産師）、人事相談などの社会事業をしながら方面委員（*原文は「法面委員」と誤植あり。現、民生委員）になり無産農民運動を続けるとともに、大平小作料闘争に参加する。翌1934年、沼津市民館の施設向上のため、県から補助金

を受託する(藤原 [1988:264])。1946年に山崎釦二が南方より帰国すると、現地妻とその子どもを連れて来たため離婚し、女性参政権行使により衆議院議員総選挙に当選する(*婦人は立候補者79名中39名当選)(藤原 [1988:266])。

道子は、「当時の婦人運動の責任者として」(藤原 [1988:183-187])でつぎのようにいう。
「私は子供の頃から働き続けてきたので、系統的に勉強する機会がなかった。読み漁った書物と、貧しく恵まれない生活体験のなかで社会主義への目を開いた私は、マルクスやレーニンの学説を文章や講演などで人様に説明することは出来ない。しかし、私は長い社会主義運動のなかで私なりにマルクスやレーニンの理論を実践に生かしてきたつもりである。／私は「万国の労働者団結せよ」という言葉が大好きだ。[…]」(藤原 [1988:183]、下線部筆者)

藤原 [1988] の表紙裏には道子の略歴として、つぎのようにある。
「看護婦をへて、社会労働委員として一貫して社会保障に取り組んできた政治家。小学校中退後、印刷女工となり、働きながら、看護婦試験に合格。賀川豊彦の思想に影響され、巡回看護婦として、深川の貧民街で働く。戦後、日本社会党結成に参加。戦後初の総選挙に夫にかわり立候補し、当選。以来、当選4回。」(藤原 [1988:表紙裏]、下線部筆者)

戦後1945年日本社会党結成から、同年制定された女性の参政権確立と道子の総選挙出馬までのことを道子は次のように書いている。

「古い同志たちの話し合いで、戦後の日本を立て直すために、いままでのように分裂しては力が弱い、今度は一本にまとまって革新政党をつくろうじゃないか、ということになった。そして社会党結成の気運が盛りあがっていつて社会党結成準備会ができた。／鈴木茂三郎、西尾末広、片山哲、浅沼稲次郎といった先輩が大同団結して、敗戦の年の十一月に社会党を結成した。全国の同志や活動家に参加し、私それに加わった。／十二月十七日には婦人に参政権が与えられた。[…] 蒲原の日本軽金属の会社に行った時は、西尾末広さんたちと一緒にだった。西尾さんは右派なので戦前は口をきいたこともなかったが、一緒に運動するようになり同じ寮に泊めてもらったりした。／この軽金属は、農地を取り上げて工場を建てるというので、戦前山崎(*道子の元夫のこと)ら同志が反対運動でたたかったところである。
[…]」(藤原 [1988:119]、下線部筆者)

三重県立高茶屋病院あすなろ学園にも組織されていた地方自治体職員の労働組合、三重県職員労働組合とその内部組織「病対協」(三重県職員労働組合病院対策協議会)★05が加盟し共闘関係にあった労働組合のナショナルセンター「総評」(日本労働組合総評議会)の医療共闘事務局長で全医労副委員長の渡辺素良は、「私たち医療者のあいだでは『藤原のオバチャン』でとおる藤原先生」(渡辺 [1988:252])と、道子の現場出身の看護婦としての親しみやすい庶民的な一面を紹介している。その一方で、社会運動の同志として、たとえばつぎのように評している。

「今でこそ『国民の生命と暮らしを守る』という言葉なり運動は、労働組合や民主団体、地域で共通したはば広いものとなっていますが、このことは藤原先生がいち早くかけ、追及さ

れてきたかだいでした」(渡辺 [1988:252])、「母と子や老人、病人に向けられ、ほんらい社会によって守らなければならないこれらの人たちが社会の犠牲者とされていることへの憤りが、先生の政治活動に満ちみちています」(渡辺 [1988:253])

このように、医療労働者が組織する労組活動家からみた道子は、社会的弱者の問題や国民の生活問題、社会保障の問題で共闘するにふさわしい社会運動家、政治家であったようである★06。

②田川誠一

田川誠一(たがわ せいいち)については、植木 [2023a:166] で既に詳述のため略す／参照されたい。

③上村一

上村一(かみむら はじめ 1925年生～2015年1月10日没)は、大阪府出身の官僚で、旧制大阪高校卒、東京大学法学部卒後、1948年厚生省に入り、同省社会局長などを経て1978年環境庁企画調整局長、1979年環境事務次官★07、その後社会福祉事業振興会会長、1984年社会福祉・医療事業団理事長★08、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会会長などをつとめた(上村 [2023])。

④渥美節夫

渥美節夫(あつみ さだお)については、植木 [2023b:74] で既に詳述のため略す／参照されたい。

⑤今村讓

今村讓(いまむら ゆずる、生年不明(おそらく1929年頃)～2000年頃没)は、山形県出身、広島県立福山誠之館中学校卒。東大政治学科卒。3年の海軍生活の後、秋田県警務課長を経て1947年厚生省に入り、以後、社会局、児童局、保険局につとめ、1964年東京オリンピックの年に厚生省国立公園部長に就任し美化対策を進める★09。他、厚生省社会局長、厚生事務次官、厚生省社会保険庁長官(1969年～1970年)、日本身体障害者スポーツ協会理事、社会保険診療報酬支払基金、財団法人老人福祉開発センター等(福山誠之館同窓会 [2023])を経て、1991年社会福祉法人同愛記念病院財団理事長(社会福祉法人同愛記念病院財団同愛記念ホーム [2023])をつとめる。

⑥小平芳平

小平 芳平(こだいら よしへい、1921年8月13日生～2001年6月18日没)は、長野県生まれの日本の政治家、宗教家。参議院議員(通算4期)。中央大学卒。1936年高等科2年を卒業後、造り酒屋に奉公したが、1938年から4年間名古屋に出て鉄道局に勤めながら夜

学に通って勉強し、中学卒業検定試験に合格し1941年中央大学入学のため上京する。その際「夜間教師募集」の広告をみて時習学館（創価教育学会の初代会長牧口常三郎が創価教育学説を実験証明するための道場で、当時は学会理事長の戸田城聖が経営していた）を訪ねることになった（小平 [1981:3-5]）。以来、戦後創価学会員として活動し創価学会教学部長、同理事、公明会政調会長、公政連選挙対策副委員長、機関誌『大白蓮華』編集長、公明党参議院議員団長、参議院災害対策特別委員長などをつとめる★10。

⑦伊部英男

伊部 英男氏（いべ ひでお、1921年生、生年月日不明）は、福井県出身の官僚。1943年東大法学部卒。海軍大尉から北海道庁長官を経て1946年厚生省にはいる。国民健康保険課長、大臣官房企画室長、1965年厚生省年金局長を経て、1969年8月から社会局長をつとめた★11。灘尾弘吉元衆院議長の女婿★12で、厚生省退職後は、年金制度研究開発基金理事長、日本社会事業大学理事長★13、年金総合研究センター理事長、国際長寿社会日本リーダーシップセンター理事長などをつとめた。主な著書に『社会計画』（1964年、至誠堂）、『世界の社会保障50年』（1987年、全国社会福祉協議会）、『福祉政策の未来 アメリカ福祉資本主義の現状と課題』（1999年、中央法規出版）などがある。

⑧館林宣夫

館林 宣夫（たてばやし のぶお、1910年生11月5日生～1977年3月2日没）は、長野県出身、東京帝大卒の官僚である。厚生省に入職後、公衆衛生局防疫課長、保険局医療課長、医務局国立病院課長などを経て環境衛生局長を退任後は国民栄養協会常務理事などを務め（デジタル版 日本人名大辞典+Plus [2023b]）、全国社会保険協会連合会理事長などを歴任し、伝染病予防調査会委員などをつとめていた★14。

⑨柳岡秋夫

柳岡 秋夫（やなおか あきお、1922年10月12日生～2008年8月11日没）は、栃木県出身の労働運動家で、日本社会党所属の参議院議員（通算6期）をつとめる（国会議員白書 [2023]）。1941年逓信官吏練習所無線通信科卒業後、東京赤坂郵便局に勤務する。その後日本電信電話公社に転じ銚子無線電報局に配属され、全国電気通信労働組合（現NTT労働組合）銚子無線分会長に就任し、同千葉県支部執行委員、同副委員長、同執行委員長、千葉県労働組合協議会政治部長などをつとめた。社会党社会労働部会副部長、同政労協対策特別委員会副委員長、同不当弾圧対策特別委員会事務局長、社会保障制度審議会（現社会保障審議会）委員、社会党社会保障政策委員会副委員長、同千葉県本部顧問などもつとめた。この国会質疑の翌年1968年7月の第8回通常選挙では落選し国政から退いている（国会議員白書 [2023]）。なお、1966年2月10日午前、社会党中央執行委員会は、重宗雄三参議院議長とともに訪台していた柳岡に対して、台湾訪問は「二つの中国」を認めないという党の基本

方針から対外的に与える影響が大きいとして、強い態度で処置をとる方針を決め、とりあえず柳岡に対して直ちに帰国するよう電報で要請した★15。それを受けて柳岡は同月11日午後9時前に一行と別れ予定を繰り上げて帰国、対応している★16。同月10日、民社党中央執行委員会は、総評から申し入れのあった春闘共闘について、民社党の支持労組である同盟と同じく拒否することを決めている★17。

⑩網野智

網野 智（あみの さとし、1920年頃生、生年月日不明）は、厚生省の官僚で、厚生事務官、元厚生省国立公園局長を務める★18。戦後GHQ主導で進められた民主化政策のもとで、黎明期の児童福祉法の制定や里親制度の制度化に関わる（久保田・久保 [2018:8-10]）。主な論考に「里親制度の新出発」（1949年、『厚生時報』4(3)）、「児童福祉法の改正点」（1952年、『旬刊時の法令解説』（75)）、「厚生行政の課題—経済、社会の変動にいかに対処すべきか—」（1965年、『季刊社会保障研究』（1)）などがある。

⑪山本伊三郎

山本 伊三郎（やまもと いさぶろう、1906年1月生～1971年7月8日没）は、大阪府出身の労働運動家で日本社会党所属の参議院議員（通算3期）をつとめる。関西大学専門部卒後大阪市役所に勤務し1946年以降大阪市職員組合委員長（通算9期）、1955年以降全日本自治団体労働組合（以下、自治労）中央執行委員長（通算3期）をつとめた。1958年自治労委員長として「天下り人事反対」の全国闘争を展開し、各都道府県と五大都市について課長級以上の職歴実態調査を開始させた★19。他、日中友好協会理事、大阪労組生協理事長、大阪労金理事などをつとめる。国会活動では参議院社会労働委員長、内閣委員、大蔵委員、社会党公務員等共済制度対策特別委員長、自治体対策特別委員会副委員長、地方制度調査会委員等を歴任する★20。主な著書に「年金制度の理論と現状」がある（新訂 政治家人名事典 明治～昭和 [2023]）。

⑬佐野芳雄

佐野 芳雄（さの よしお、旧名=佐野 好男、1903年7月23日生～1972年9月27日没）は、兵庫県三原郡湊村（現・西淡町）出身の労働運動家で元・総評兵庫地本委員長、日本社会党所属の参院議員をつとめた。1918年兵庫高等小学校を卒業し三菱造船所に勤務し1921年友愛会に参加、以後労農運動家として幅広く活躍し日本大衆党などに参加した。1938年共立精機工作所を経営する。戦後は旧総同盟を中心に1946年に結成された労働組合「総同盟」（日本労働組合総同盟の略。1950年左派は総評（社会党左派系、社会党系）へ参加し、右派は全労会議・同盟会議（社会党右派系）を経て1964年同盟（民主社会党・民社党系）へ発展的解消）の育成に尽力し、また社会党では参議院社会労働委員長、社会党兵庫県本部顧問をつとめ、他労働者住宅全国協議会会長、全国金属労働組合兵庫地方本部執行委員長な

どをつとめた★21。1972年9月、議員在任中に死去した(20世紀日本人名事典 [2023]、デジタル版 日本人名大辞典+Plus [2023a])。

⑭坊秀男

坊 秀男(ぼう ひでお)については、植木 [2023b:74] で既に詳述のため略す/参照されたい。

3.3. 小括；自閉症ということばが出現してきた文脈、その特徴

上にみてきたように「具体的な自閉症処遇の問題点」を討議するなかで、「自閉症」ということばは前回に比すると大幅に減少し、初回と同数(No.1は7回、No.2は39回、そして国会3回目の自閉症に関する質疑のNo.12は7回)であった。No.1とNo.12は出現回数と同じだが、内容は、児童福祉法改正の議論のなかでその処遇の実態と対処の問題についてより具体的に論じられた。他の児童福祉施策と照らしあわせ、他と交流することなく在宅生活(閉じこもり生活、私宅監置の状態)を余儀なくされていた就学猶予・就学免除の状態にあった重度障害児や、重症心身障害児施設の分類処遇の問題がここで焦点化された。

4. おわりに

No.12「1967(昭和42)年7月21日 第55回国会 参議院 社会労働委員会 第26号」を分析した結果、「児童福祉法の一部を改正する法律案」について議論するなかで、No.2で質問に立った島本虎三と同じ社会党所属で社会運動・労働組合活動出身議員の藤原が鋭く重症心身障害児問題を追及、自閉症問題へと焦点化していくながれが明らかとなった。そして「児童福祉法の一部を改正する法律案」の附帯決議案としてではあるものの、初めて自閉症ということばが法律に明記された。ただし患者(児)、家族、何らかの支援者など、当事者たちからすると、とうぜんに不十分な状況、実態にはあった。

藤原は、戦前から労組のほか、種々の社会運動/社会主義運動に関わっており、医療従事者運動家として病院・施設問題、女性運動・婦人活動家として子育て家庭支援問題、親の会組織問題を通して自閉症問題にも重なる問題意識をもっていた。貧困地域でセツルメント的な運動として地域保健医療にも関わってきた活動家であり巡回訪問看護師でもあった。また医療関係労組とも共闘してきた。そういった背景からも、とうぜん、社会運動系(社会問題、当事者運動、労働組合運動)の声が集まりやすく、自閉症問題に取り組む「あすなる学園保護者と職員の間」、そのナショナルセンターであった「自閉症児の親の会」(全国親の会)、病院施設職員が加入していた「三重県職員労働組合」やその専門部会「病対協」、そして自治体職員の労働組合組織のナショナルセンターであった「総評」と、親和性・協働性があったことは明確である。また藤原の実践家・活動家としての特性から推測して、労組と社会党の関係性にみるような組織としてのつながり以外にも、自閉症問題について国会で

発言するよう強いはたらきかけがあった可能性は十分に考えられる。

■註

★01 具体例を示す。川野芳満(かわの よしみつ、自民党、宮崎県出身・同県選出)が紹介議員となっただけの「自閉症に関する請願」を受けて、田邊誠(たなべ まこと、社会党、群馬県出身・同県選出、労組出身)が国会で、自閉症を児童福祉法の一部改正案の附帯決議案として組み入れる旨の説明をする箇所である。

「000 会議録情報

[…]

自閉症児の治療施設整備に関する請願(川野芳満君紹介)(第三五八二号)

[…]

一一二三 自閉症児の治療施設整備に関する請願

(川野芳満君紹介)(第三五八二号)

[…]

010 田邊誠

○田邊委員 児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の提案説明をいたします。

案文は、各委員に配付をしたとおりでございます。

以上をもって終わります。(拍手)

[参照]

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国の心身障害児(者)対策は、先進国に比べてかなり立ち遅れている現状にかんがみ、政府は、左記の事項につき適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、児童憲章の精神に基づき、心身に障害をもつ児童のすべてを対象とする総合的な心身障害児福祉施策を確立すること。

一、重症心身障害児施設の入所児童の選定にあたっては、重度の精神薄弱があつて、家庭内療育はもとより、重度の精神薄弱児を収容する精神薄弱児施設において、集団生活指導が不可能と考えられるもの及びリハビリテーションが困難な身体障害があり、家庭内療育はもとより、肢体不自由児施設において療育することが不相当と考えられる等、従来、重症心身障害児施設の入所対象としたものをも含めて、配慮するよう努めること。

一、特に対策の立ち遅れが目立っている進行性筋萎縮症児については、その特殊性にかんがみ、重症心身障害児に準ずる取扱いを行なうとともに、これら施設の増設整備をいそぐこと。

一、自閉症児についての啓蒙と治療、教育、養護については、さらに検討を加え、対策を

早急に樹立すること。

一、重症心身障害児施設の増設に伴ない、その職員の確保には万全を期すること。

一、国はすみやかに、これら児童の発生予防および治療のため、調査研究機関を設置し、十分な経費を計上するなど、適切な対策について積極的な努力をはらうこと。

一、保育所等の児童福祉施設の大幅な増設を図ること。」(国会会議録検索システム [2022a]、下線部筆者)

★02 田川誠一については植木 [2023a:166] を参照。

★03 これら重症児施設と動く重症児問題(自閉症児を含む)については、植木 [2022:118-119] を参照。

★04 藤原 [1988] はつぎのように記している。

「そのこと(*クリスチャンの洗礼を受けたこと)を手紙で父に知らせると、熱心な天理教信者であった父は怒った手紙をよこした。」(藤原 [1988:39]、() 内筆者)

「看護婦として病院で働いていたが、給料は安いし、家へも仕送りしなかなければならないので生活はらくではない。／そのうち両親が下の弟を連れて東京に出て来た。兄の清司を頼って上京してきたのだったが、何かの手違いで兄の居所がわからなくなって、苦勞をして雑司ヶ谷の借家に落ち着いていた。／十四歳の時に岡山の知事の邸に住み込んで中学校に行っていた清司は、その後家でして行方がわからなくなっていたが、ようやく東京で働いていることがわかったのである。[…] 一年ばかりしてようやく兄の居所がわかった。兄は私たちの知らない間に天理教の中学校を出て、上京していたのだったが、向島の鐘紡に職を得て落着いたのであった。／その頃は第一次大戦の後で世の中は不景気のどん底だった。働きたくても仕事はなく、生活困窮者がふえる一方で、全国各地に米騒動が起っていた。／私は時折教会に通いながら、ひまがあれば本を読んでいた。その頃ベストセラーになった倉田百三の「出家とその弟子」、賀川豊彦の「死線を超えて」などを愛読した。賀川豊彦の本を読んだ時にはもの凄く感動して、その影響で本所深川の貧民窟にとび込んだほどだった。／私はそこで本当の貧乏というものにぶつかって、全身を揺さぶられたのである。同じ人間なのにどうしてこんな格差があるのだろう。おかしい。何かがちがっている、と思った。」(藤原 [1988:39-41]、下線部筆者)

★05 「病対協」については、植木 [2023a:173-175] を参照のこと。またあすなろ学園の整備に関する「病対協」とその他組織による運動・共闘関係については、別途報告する。

★06 これに関する参考資料として、朝日新聞記事 1965年5月15日「藤原道子 人」、朝日新聞記事 1974年5月30日「福祉ひと筋」に終止符 藤原道子さん 国会去る 参議院」、朝日新聞記事 1974年6月12日「婦人と政治 引退する藤原道子さんに聞く もっと自覚と行動を 家庭面」がある。

★07 朝日新聞記事 1979年(昭和54年)07月06日「環境次官に上村氏 環境庁」、朝日新聞記事 1979年(昭和54年)07月14日「環境事務次官になった 上村一 ひと」を参照。

- ★08 朝日新聞記事 1984年記事(昭和59年)12月25日「理事長に上村氏 社会福祉・医療事業団 公社・公団・事業団」を参照。
- ★09 朝日新聞記事 1964年1月6日「今村譲 人」
- ★10 朝日新聞記事 1964年1月22日「災害特別委員長に小平氏 参議院」、朝日新聞記事 1964年1月22日「院内新役員を決める 公明党」、朝日新聞記事 2001年6月22日「小平芳平氏死去 【西部】」
- ★11 朝日新聞記事 1969年8月12日「厚生事務次官に熊崎氏 政府人事」、朝日新聞記事 1971年1月8日「厚生事務次官 梅本氏 社会保険庁長官に伊部氏 政府人事」を参照。
- ★12 朝日新聞記事 1988年3月5日「動静(4日)」を参照。
- ★13 朝日新聞記事 1986年4月24日「伊部しげをさん死去」を参照。「伊部しげを」は「伊部英男」の母で1986年4月23日、95歳で死去した。
- ★14 朝日新聞記事 1977年3月4日「館林宣夫氏__訃報」を参照。
- ★15 朝日新聞記事 1966年2月11日「訪台の柳岡議員に処置 社党中執委決定 重宗議長ら訪台」を参照。
- ★16 朝日新聞記事 1966年2月12日「社党の柳岡氏帰国__重宗議長ら訪台」を参照。
- ★17 ★15、★16を参照。また上にみた★15の下方には朝日新聞記事 1966年2月11日「民社が拒否 総評との共闘」がある。そこには「民社党は十日の中央執行委員会で、さきに総評から申し入れのあった春闘共闘については、これを拒否することを決めた。／なお同盟は総評との春闘共闘を拒否する態度を決めている」とある。1966年2月10日の同日に戦後発足の社会党から分かれた社会・民社の両党が、それぞれ別の問題ではあるものの中央執行委員会決定をしており、それぞれを取り巻く見解の相違と種々の情勢のなか、けん制しあっているようにも見受けられる。このように柳岡は社会党内では、あるときには民社党に近い右派といわれつつ、あるときには労働組合活動出身で総評に近い左派のように、またあるときには中間派でもあるようにみられつつ、そしていずれでもないかのような微妙な立場にあったと思われる(またそれは他についてもいえるが、そのときどきの社会党のいわゆる「軸」となったものにもよるとおもわれる)。
- ★18 朝日新聞記事 1990年4月29日「春の叙勲受章者(平成2年) 勲3等以上と海外関係分」
- ★19 朝日新聞記事 1958年5月9日「“天下り人事”に反対 全国的闘争を計画 自治労労組」を参照。
- ★20 朝日新聞記事 1971年7月9日「山本伊三郎氏(社党参院議員)の死去 人事」を参照。
- ★21 朝日新聞記事 1972年10月01日「故佐野芳雄氏の告別式 葬儀・告別式」を参照。

■文献

- デジタル版 日本人名大辞典+Plus 2023a 「佐野芳雄」, 講談社 (2023年3月26日取得, <https://kotobank.jp/word/%E4%BD%90%E9%87%8E%E8%8A%B3%E9%9B%84-1079099>)
- 2023b 「館林宣夫」, 講談社 (2023年3月23日取得, <https://kotobank.jp/word/%E9%A4%A8%E6%9E%97%E5%AE%A3%E5%A4%AB-1089716>)
- 藤原 道子 1988 『ひとすじの道に生きる』日本図書センター
- 福山誠之館同窓会 2023 「誠之館出身者／今村讓 厚生事務次官」(2023年3月19日取得, <https://seishikan-dousoukai.com/archive/jinmeiroku/imamura-yuzuru/imamura-yuzuru.htm>)
- 上村 一 2023 「メッセージ」, NPO法人ひまわりの会 HP (2023年3月17日取得, http://www.npohimawari.or.jp/message/message/uemura_h/)
- 小平 芳平 1981 「牧口常三郎先生と私」, 牧口常三郎 1981 『牧口常三郎全集 第4巻』第三文明社:3-5
- 小池 清廉 1967a 「重症心身障害児療育施設入所基準の改悪について—精神医療との関連—」, 『医局連ニュース』(24):3-6
- 1967b 「児童福祉法改正(重症心身障害児施設入所基準の改悪等)とその後の問題」, 『医局連ニュース』(26):14-15
- 国会会議録検索システム 2022a 「第55回国会 衆議院 社会労働委員会 第30号 昭和42年7月21日」(2022年12月12日取得, <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=105504410X03019670721¤t=10>)
- 2022b 「第55回国会 参議院 社会労働委員会 第26号 昭和42年7月21日」(2022年12月12日取得, <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=105514410X02619670721¤t=1>)
- 国会議員白書 2023 「柳岡秋夫 参議院議員 6期国会活動統計」, 菅原 琢 (編) (<https://kokkai.sugawarataku.net>) (2023年3月23日取得, <https://kokkai.sugawarataku.net/giin/c06/kc0600611.html#kih>)
- 久保田 まり・久保 千晶 2018 「平成30年度研究報告書 児童虐待に関する文献研究: わが国の児童福祉領域におけるアタッチメントに関する理論の系譜」社会福祉法人横浜博萌会・子どもの虹研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
- 20世紀日本人名事典 2023 「佐野芳雄」, 日外アソシエーツ (2023年3月26日取得, <https://kotobank.jp/word/%E4%BD%90%E9%87%8E%20%E8%8A%B3%E9%9B%84-1646191>)
- 社会福祉法人同愛記念病院財団同愛記念ホーム 2023 「同愛記念ホーム広報誌 ねんりん」(2023年3月19日取得, <http://www.doai.or.jp/magazine/1991.html>)

新訂 政治家人名事典 明治～昭和 2023 「山本伊三郎」, 日外アソシエーツ (2023年3月26日取得,

<https://kotobank.jp/word/%E5%B1%B1%E6%9C%AC%20%E4%BC%8A%E4%B8%89%E9%83%8E-1678363>)

植木 是 2022 「1960年代の黎明期自閉症児の親の会と全国組織化の過程——三重県あすなろ学園とその親の会、および「自閉症児親の会」の関係資料から——」, 『立命館生存学研究』(6):117-127

——— 2023a 「1960年代、どのように国会で「自閉症」に関する議論がなされたのか・1——1967年5月25日国会「自閉症」初出議事録より」, 『遡航』6:147-178

——— 2023b 「1960年代、どのように国会で「自閉症」に関する議論がなされたのか・2——1967年6月7日国会「自閉症」に関する2回目の質疑」と当時日本唯一とされた自閉症施設「あすなろ学園」, 『遡航』7:63-87

渡辺 素良 1988 「藤原先生と私たちの医療労働者」, 『ひとすじの道に生きる』日本図書センター:252-254

How the Discussion of “Autism” in the Diet Unfolded in the 1960s Part 3

“Third Inquiry concerning ‘Autism’” in the Diet on July 21st, 1967 –
Intense Questioning by Fujiwara Michiko/the Socialist Party of
Japan and the Supplementary Resolution Accompanying Partial
Reform of the Child Welfare Law.

UEKI, Nao

Abstract:

Continuing from Ueki [2023a, 2023b], in this paper I elucidate how the discussion of “autism” in the Diet was conducted in the 1960s, examining its origins and in particular the third discussion in the Diet. Autism was raised in the Diet for the third time as recorded in “July 21st, 1967, Records of the 55th Upper House of the Diet Social Labor Committee Meeting No. 26” forty-four days after the second inquiry as recorded in “June 7th, 1967, Records of the 55th Lower House of the Diet Social Labor Committee Meeting No. 17.” During the discussion of the “Bill to Reform Part of the Child Welfare Law,” Fujiwara Michiko, a Diet member with a background in social activism and labor union activities who had been active as a visiting nurse in impoverished regions, engaged in sharp questioning concerning the issue of children with severe mental and physical disabilities in which she also focused on the issue of autism. Fujiwara had also been involved in the movement of healthcare providers and the women’s movement, and it is clear that she had a strong affinity and sense of collaboration with movements surrounding issues such as the treatment of children with autism. As she was both a practitioner and activist, in addition to her relationships with labor unions and the Socialist Party as organizations, it is highly possible that she was being strongly pressured to speak up in the Diet by parents of children with autism and practitioners and activists on the ground. In any case, this third inquiry had great significance in being the first time the word autism is explicitly mentioned in a law in the form of the supplementary resolution to the “Bill to Reform Part of the Child Welfare Law.”

Keyword:

1960s, Discussion of “autism” in the Diet, the issue of categorized treatment of children with severe illnesses, the 1967 bill to reform part of the Child Welfare Law, Fujiwara Michiko